

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 61
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定高圧ガス消費施設、消費方法の技術基準適合命令
概要	市長は、特定高圧ガス消費者の消費施設又は消費方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該特定高圧ガス消費者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条の3第3項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	高圧ガス保安法第24条の3第3項 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	